

県 検査キットでの陽性判定となった場合の対応

陽性となった場合の療養期間は以下を推奨します。

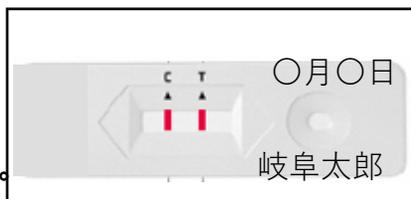
- ・発症日を0日として5日間
- ・5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまで
- ・10日間が経過するまでは、不織布マスクの着用や、高齢者等ハイリスク者との接触は控える

医療機関を受診する場合

外来対応医療機関の受診をお願い致します。受診の際、抗原検査キットの画像を提示してください。

<キットの撮影方法>

- ・キット余白に検査日、被検者氏名を記入し、誰の何月何日の検査結果か分かる形で、画像を撮影してください。



※岐阜県ホームページ>新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更された後の陽性者対応について

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/291793.html>

以下の点について記載がありますので、参考にしてください。

- ・療養期間（外出自粛期間）の考え方について
- ・同居家族が新型コロナウイルス感染症と診断された場合について
- ・症状についての相談先について
- ・医療費の自己負担について など